

埼玉県八潮市

2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行わないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行わないでください。

【回答】(国保年金課)

今年度から県が新たに財政運営の責任主体となっており、当市では、「埼玉県国民健康保険運営方針」や「標準保険税率」などを踏まえ、国保税の改正を行いました。

現在当市の国保は、一般会計からの法定外繰入に頼らざるを得ない状況が続いており、今年度においても「1億円」の法定外繰入を計上しています。

新国保制度では、一般会計からの法定外繰入金は赤字とみなされるため、今後6年間で赤字を解消していくための、赤字解消計画を今年度末までに策定しなければなりません。

法定外繰入金などの活用については、今後の財政見通しや国保事業費納付金などを踏まえ、納税義務者間の負担の衡平に配慮した上で、慎重に検討を進めたいと考えています。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがた

い財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】（国保年金課）

当市は、加入している埼玉県国保協議会を通じて、国保の財政基盤の充実強化に向けた施策について、国及び埼玉県に要望活動を行っています。

- ①埼玉県に対する要望：国民健康保険に関する県費助成等要望書（H29.12.5）
- ②国に対する陳情：国民健康保険事業に対する陳情書（H29.11.30）

③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】（国保年金課）

埼玉県が示した標準保険税率は、応能・応益割合が「5.5対4.5」に設定されています。

国保税の改正にあたっては、当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、加入者の負担が大きくならないよう、慎重に検討を行いました。

その結果、今年度の本算定において、「医療分」「後期分」「介護分」の区分によって、多少のばらつきはあるものの、全体としては「6.2対3.8」程度となっており、これまでの応能・応益割合と比較し、ほぼかい離がない状況となっています。

今後の国保税の改正にあたっては、国・県の方針を踏まえつつ、市の実情を勘案し、加入者の負担が大きくならないよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】（国保年金課）

当市の均等割額については、国保税の改正により「6割・4割」から「7割・5割・2割」へと拡充し、減額賦課を行っています。

現在のところ、子ども（多子世帯）に対する均等割額の軽減・減免については、国庫補助が無いことから、制度の導入は考えていませんが、今後、制度を導入している自治体での保険税に与える影響や適用する条件等を十分に調査・研究をしていきたいと考えています。

また、埼玉県国保協議会を通じ、子どもに係る均等割保険税の軽減措置や、激変緩和措置などの対策を講じることなど、国への要望活動を継続して行っています。

(2) 国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して4,569件と約1000件伸びましたが、滞納世帯数の2%にすぎません。(2017年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】（国保年金課）

当市では条例により、次の方を対象に減免を行うことができる旨規定されています。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった方又は、これに準ずると認められる方

(2) 貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に、該当する方のうち市長において必要があると認められる方

いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額等一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

国保税の軽減・減免制度の周知については、広報及びホームページにおいて周知を図るとともに、納税通知書に「国民健康保険税の軽減・減免制度について」のお知らせを同封して送付しています。

また、当市の国保税の軽減割合については、国保税の改正により「6割・4割」から「7割・5割・2割」へと拡充しています。

(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながることで懸念されます。差し押さえの件数も4年前(2013年)のデータから埼玉県全体で1300件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年の要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】(納税課)

国民健康保険税を含む市税の滞納については、自主納付を促すために催告書等を送付し、納付を喚起しています。また、納期内納付が困難な方に対しては、納税相談を実施の上、生活状況を考慮した納税計画により納付いただいています。

差押等の滞納処分は、納期限内に納税した多くの皆様との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、

それらを除外の上、執行しています。

一方、納税者の方の収入や生活状況を確認し、財産調査をした結果、差押を執行するに足る財産がないと判断した場合や差押等の滞納処分を行うことによりその方の生活を著しく窮迫する恐れがある場合等については、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行を停止しています。

なお、民事再生手続きを裁判所に申し立てた際の対応ですが、民事再生手続きを申し立てたとしても滞納市税が免責される訳ではありません。事情や状況は勘案しますが、原則として納税いただくか、当市が了承できる納税計画が示されなければ、滞納処分の執行を検討せざるを得ません。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

資格証明書の発行について、県内では20以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

【回答】(国保年金課)

当市では、「資格証明書」の発行にあたり、一定期間納税相談の期間を設けた上、当該期間終了後に送付していますが、このうち18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国保税の6割(7割)軽減に該当している方に対しては、有効期間が6か月の短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納税相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

(5) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

【回答】（国保年金課）

当市では、「八潮市国民健康保険に関する規則」において一部負担金の減免について規定しています。

また、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、生活保護基準の見直しに伴い、平成27年4月から当分の間「生活保護基準×1.1倍以下」という基準で運用しています。

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

【回答】（国保年金課）

一部負担金の減免制度については、広報紙及びホームページにて周知を図っています。また、保険証を郵送する際に同封している小冊子にも、当該制度について掲載するとともに、医療機関に掲示されるポスター（被保険者証更新のお知らせ）の中にも制度について記載し、周知を図っています。

(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017年度は2つ増え25になりました。また、検討や研究する自治体も14となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

【回答】（国保年金課）

委員の構成は、国民健康保険法施行令第3条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織とされています。

また、その定数については、当市の国民健康保険条例第2条において「15人」と定められています。このうち、被保険者代表5人中1人は、公募による委員となっています。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人

(7) 保健予防活動について

①特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】（国保年金課）

一定額の自己負担を支払うことで、健康管理に対する意識の向上につながる側面があると考えていることから、自己負担の無料化は現時点では考えていませんが、前年度非課税世帯に対しては自己負担を無料化しています。

また、平成25年度の特定健康診査からは、自己負担額を従来の800円から500円に引下げるとともに、初めて受診対象となる40歳到達者は無料化するなど、より受診しやすい環境づくりに努めています。

今年度の健診期間については、4月1日から11月30日までとしています。また、健診項目については、当市が追加項目として実施していました「血清クレアチニン検査」が今年度から詳細な健診項目として追加されました。さらに当市では、法定検査項目に加え、「空腹時血糖、尿酸、尿潜血」の3項目を引き続き追加して実施することで、健診内容の充実にも努めています。

②ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】（健康増進課）

当市では、40歳以上の方を対象に胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診及び乳がん検診を、また、20歳以上の女性の方を対象に子宮頸がん検診を実施しています。さらに平成30年度より、50歳から75歳までの5歳刻み年齢の男性を対象に前立腺がん検診を開始しました。

すべての検診に自己負担はありますが、八潮市国民健康保険加入者の自己負担額については、保険者が負担しています。また、乳がん検診及び子宮頸がん検診については、特定年齢（乳がん：40歳、子宮頸がん：20歳）の方に、検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図っています。健診受診日当日70歳以上の方、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方についても、健診費用は無料としています。

特定健診との同時実施については、大腸がん検診、前立腺がんと同時に受診は可能であり、乳がん検診、子宮頸がん検診についても、予約状況により一部が一部の医療機関で、同時に実施することが可能です。

健診の方式についてですが、現在、胃がん・肺がん検診においては、X線フィルム読影体制等の課題があることから、集団方式のみで実施しています。

こうした中、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正され、胃がん検診に内視鏡検査が加えられました。

今後、当市では個別健診による内視鏡検査での胃がん検診の導入に向け、慎

重に検討を進めていきたいと考えています。

③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】（健康増進課）

当市では、「健康寿命を延ばそう～地域の力で一人ひとりが健康づくり～」を基本理念とする「第2次八潮市健康づくり行動計画」に基づき、保健師や栄養士が中心となり、関係機関や団体等と連携して市民の健康づくり事業を進めています。この計画の中間年度となる平成30年度は、アンケート調査等による中間評価を行い、必要に応じた見直しを予定しています。

また、平成30年度は、平成27年度から3年間実施した「やしお毎日1万歩運動」に代わり、埼玉県が開始した「埼玉県コバトン健康マイレージ」事業を導入し、より多くの市民が日頃から健康づくりを実践できるよう様々な年代に周知を図り、事業の拡充に努めます。

その他、これまで実施してきた「健康長寿サポーター養成講習」や地域に密着した健康づくり活動を進める「健康づくり懇話会」、健康づくりのための各種講座や生活習慣病の早期発見のための各種検診等を引き続き実施します。

今後もこれらの事業を通して、市民が主体的に活動し、市と協働して健康づくりを担えるような体制づくりを進めるため、必要に応じ保健師の増員について検討したいと考えています。

2、後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図ってください。

【回答】（国保年金課）

現在、当市では、被保険者に対し現在、人間ドックの補助は行っていませんが、後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を無料で実施するとともに、脳ドック受診者に対しては一人当たり2万5千円を上限とする補助を行っています。

また、健康診査を受診した際には、健診結果とともに健康管理のリーフレットを提供しています。歯科検診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合にて75歳到達者を対象に健康長寿歯科健診を実施しています。

スポーツクラブや保養施設等の利用助成の拡充については、財政負担などを考慮し、現在のところ実施する予定はありません。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】（国保年金課）

当市では、「差押処分」や「資格証明書」の発行は行っていません。しかしながら、納付されている方との不公平感が生じないように、また、納付を促す機会を設けるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合の考え方に沿って「短期保険証」を発行しています。

今後においても、埼玉県後期高齢者医療広域連合の考え方に沿って、県内市町村と協調して対応したいと考えています。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】（長寿介護課）

当市では、介護予防・日常生活支援総合事業を、平成29年4月1日より開始しました。

総合事業の実施にあたっては、介護予防・生活支援サービス事業の要支援者等に対する事業所として、市内の現行相当の訪問型サービス7か所と、市が指定する市外訪問型サービス1か所の合計8か所、また、市内の現行相当の通所型サービス9か所と、市が指定する市外通所型サービス12か所の合計21か所に加え、基準を緩和したサービスを提供する訪問型サービス1か所、通所型サ

サービス2か所の事業所を指定し、利用される方の選択肢を増やしています。

サービスの単価は、現行相当のサービス提供事業所に対しては、予防給付と同じ単価を設定し、基準を緩和したサービス提供事業所に対しては、軽度な支援を必要とする方が利用しやすいよう、現行相当サービスより安価な単価を設定しており、平成30年度も同額の単価を設定しています。

平成29年度の実績としては、訪問型サービスとして現行相当が延べ487人、基準緩和が延べ34人、通所型サービスとして現行相当が延べ1,032人、基準緩和が延べ331人となっています。

なお、事業の移行に伴う住民からの問い合わせや苦情等は、特にありません。

このように、総合事業の開始により、利用される方の選択肢が増えた一方、今後、高齢者人口が増加することにより、利用者数も増加することが見込まれることから、サービス提供事業所の数を増やしていくことや、サービスの担い手の養成をどう進めていくかが課題となっています。

2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】(長寿介護課)

第7期介護保険事業計画における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業見込額は、平成30年度1億5,546万8千円、平成31年度1億6,734万5千円、平成32年度1億8,225万6千円です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の見込額として、介護予防・生活支援サービス事業の見込額は、平成30年度が1億3,282万2千円、平成31年度が1億4,446万4千円、平成32年度が1億5,609万6千円で、一般介護予防事業の見込額は、平成30年度が2,264万6千円、平成31年度が2,288万1千円、平成32年度が2,616万円です。

介護予防・生活支援サービス事業の見込額は、予防給付の実績に基づき、高齢者の伸び率を乗じて算出していますが、利用者数としては見込んでいません。

なお、一般介護予防事業の体操教室に参加する70歳～79歳は、平成30年度が629人、平成31年度が713人、平成32年度が783人を見込んで

でいます。

地域支援事業の予算についてですが、地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業それぞれに交付金の上限額が定められ、その範囲内で必要額を積算しているとともに、過去の実績を勘案し、予想を超えることがないように見込んでいます。

地域支援事業の普及・啓発にあたり、介護予防・日常生活支援総合事業の開始については、介護支援専門員や介護サービス事業所向けに説明会を平成28年度2回開催して周知するとともに、市の広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの作成を行うなど、住民への周知を図っています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴います介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】（長寿介護課）

当市では、介護予防・生活支援サービス事業の基準を緩和したサービスとして、訪問型及び通所型のサービスAを実施していますが、訪問型及び通所型のサービスBは実施していません。

訪問型サービスAは、八潮市シルバー人材センターが行い、生活支援コーディネーターが担い手養成研修を平成28年度1回、平成29年度からは年2回実施しています。

通所型サービスAは、八潮市社会福祉協議会が行っていますが、以前、老人福祉センターで行っていた「生きがい活動支援通所サービス」のスタッフが引き続き実施することで、ノウハウを活かした運営をしています。

訪問型及び通所型サービスBは、住民主体のサービスの把握ができていないことや担い手をどう養成していくかが課題となっています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められて

います。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】（長寿介護課）

当市の生活支援サービスとして、介護予防・生活支援サービス事業で行っている訪問型及び通所型サービスがあります。

現在、生活支援コーディネーターが生活支援等の資源調査を行うとともに、自立支援型地域ケア会議に出席し、必要な社会資源の把握を行っており、今後、活用できるサービスについて取りまとめていく予定です。

認知症の方への支援としては、認知症に関する正しい知識と理解の普及として認知症サポーター養成講座や認知症に関する講演会を開催しています。

また、認知症の早期発見や状態に応じた相談等の認知症支援体制の充実として、認知症検診の実施や認知症初期集中支援チームを設置しているほか、認知症の方を支援する取組について検討するため各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置、誰もが集える場としてオレンジカフェの設置をしています。

このほか、徘徊高齢者の早期発見体制として、高齢者支援ネットワークの協力事業所への情報提供や、「位置探知システムの活用」、QRコードが印刷された「見守りシール」の配布を行っています。今後も、現在の取組を継続し、より一層認知症の方への支援を進めていきます。

定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスについてですが、当該サービスを提供していた事業所が、職員の離職や本社全体として介護人材の確保が困難となったことを理由に、平成29年5月からサービスの提供を休止し、平成30年3月で事業所を廃止しています。当該サービス提供事業所からは、事業所の廃止に際し、看護師などの人材の確保が困難であることなどの声が寄せられていることから、当面は、小規模多機能型居宅介護サービスや、従来型の訪問介護、訪問看護を活用するなどして対応しながら、本サービスの導入条件などについて再度検討します。

4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自

の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方と当市における実態を教えてください。

【回答】（長寿介護課）

介護職員の定着率向上に繋がる人材確保対策については、平成26年10月、11月に行われた国の社会保障審議会福祉部会において、検討が重ねられ、介護人材の「量」と「質」の好循環を進めるとの視点に立ち、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」という3つのアプローチによる、政策対応を2025年に向けて行っていくとの議論がされました。

こうした中、現在、介護職員の賃金の改善として、地域密着型サービス事業所については、事業所が、指定、指導・監督の権限を持っている市町村に、厚生労働大臣が定める介護職員処遇改善計画書と介護職員処遇改善実績報告書を提出した上で、介護職員処遇改善加算を受けています。

また、地域密着型サービス事業所以外の事業所については、事業所が、指定、指導・監督の権限を持っている都道府県に、介護職員処遇改善計画書と介護職員処遇改善実績報告書を提出した上で、介護職員処遇改善加算を受けています。

このように、介護労働者の処遇改善に向けた取組みは進められていますが、今後機会を捉えて国に要望したいと考えています。

また、介護職種の技能実習制度活用については、市内の実態は把握していませんが、介護人材の「量」と「質」の好循環を進める上で、慎重に検討が進められるべき課題であると考えています。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

（1）特別養護老人ホームを増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】（長寿介護課）

特別養護老人ホームの増設については、第6期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、1施設、100床の整備を見込んでいましたが、平成30年4月に「特別養護老人ホーム 八潮いこいの里」が開所され、施設については、ユニット型90床、従来型30床、合計120床が整備されました。

また、特例入所（特別養護老人ホームの入所要件が、原則、要介護3以上と

なったことに対する要介護1又は要介護2の方の例外的な入所)については、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合には、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」に基づき、施設に対して適宜、意見書を提出するなど適切な対応を行っています。

(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】(長寿介護課)

介護保険法改正に伴い、平成27年4月1日から特養の入所は原則要介護3以上となっていますが、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」では、要介護1・2の方でもやむを得ない事由がある場合、特例入所要件が示されています。

また、施設から意見を求められた場合には、その方の認定審査内容等から判断し、市の意見として対応をしています。

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】(長寿介護課)

当市の地域ケア会議は、自立支援型地域ケア会議として毎月1回実施しているもので、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が作成するケアプランを基に、要支援者等の自立支援・重度化防止の観点から検討を行っています。

参加者は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員、介護サービス提供事業所、助言者として、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、オブザーバーとして、生活支援コーディネーターや在宅医療サポートセンターの相談員で、通常30人ほどで実施しています。

7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190

億円が交付されるところになっています。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】（長寿介護課）

保険者機能強化推進交付金に係る評価指標は、P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築や、自立支援、重度化防止等に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策のそれぞれに定められ、配点が決まっています。

当市では、評価指標について、自立支援・重度化防止の観点から事業に取り組んでいるところで、評価指標の達成に向けて事業を実施しています。

また、交付金が交付された場合の使途としては、第1号被保険者からの保険料が充てられている事業費に充当する予定です。

評価指標については、要介護状態等の維持・改善の状況として、一定期間における要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率や要介護認定の変化率の状況を測定することとしています。

要介護認定の審査判定については、要介護認定調査時において、家族やケアマネージャーに立会ってもらうなどし、必要に応じて関係者の意見を聞き、慎重に対応したいと考えています。

8、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。

介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】（長寿介護課）

介護保険料については、市町村介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき設定されます。

当市における介護保険料の設定については、介護給付費準備基金の取り崩し等も含め、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討しました。

その結果、給付費については適正な事業規模を見込むとともに、平成29年

度末で「約6億5千7百万円」あった介護給付費準備基金について、計画期間内に全額を繰り入れるなど、可能な限り被保険者の負担増とならないよう、保険料を設定しました。

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成29年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げてください。

平成30年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】（長寿介護課）

平成29年度末の介護給付費準備基金の残高は、6億5,711万9,675円です。第7期計画では、第6期計画期間までに積み立てられた基金から全額を取り崩し、第7期計画期間中の介護保険料の上昇を抑えました。

平成30年度予算では、介護給付費準備基金から介護保険特別会計に1億6,500万円繰り入れるとともに、介護給付費の予算総額は、46億6,490万5,000円を計上しました。

②第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】（長寿介護課）

第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数について、各年度ごとの見込みと実績の状況をお答えします。

平成27年度では、の保険給付費見込額「38億7,846万873円」に対し、保険給付費実績は「36億4,909万846円」であり、65歳以上の第1号被保険者については、見込み者数「19,151人」に対し、平成27年9月末の被保険者数は「19,275人」でした。

平成28年度では、保険給付費見込額「42億8,379万7,441円」に対し、保険給付費実績は「39億2,234万6,053円」であり、65歳以上の第1号被保険者については、見込み者数「19,646人」に対し、平成28年9月末の被保険者数は「19,858人」でした。

平成29年度では、保険給付費見込額「46億6,590万6,228円」に対し、保険給付費実績は「41億2,764万5,283円」であり、65歳以上の第1号被保険者については、見込み者数「19,990人」に対し、平成29年9月末の被保険者数は「20,288人」でした。

次に、第7期介護保険事業計画の給付総額についてですが、平成30年度から平成32年度までの保険給付費見込額は、153億2,121万3,558円、65歳以上の第1号被保険者は延べ63,649人を見込んでいます。

9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用しなくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】（長寿介護課）

当市における独自の利用料の減免制度については、居宅介護サービス等の利用者で市民税世帯非課税者に対して、老齢福祉年金受給者については、サービスに係る自己負担額の40%、それ以外の市民税世帯非課税者については、サービスに係る自己負担額の20%を補助しており、平成30年度も引き続き実施します。

また、本市の独自の介護保険料減免制度については、平成26年度まで、所得段階の第3段階の方に対して、年間の収入や預貯金額等が一定の要件に該当する方に対し、介護保険料の減額を実施していましたが、その後平成28年度からは、所得段階の第2段階の方にも制度の拡充を行っており、第7期事業計画がスタートした平成30年度においても同様に継続しています。

なお、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】（障がい福祉課）

障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるためには、多様な居住の場の確保が重要です。障がいのある方の「暮らしの場」については、市内への参入を検討している事業者に対して積極的に相談に応じるほか、市内の事業所が集

まり、情報交換や研修等を行う「八潮市障がい福祉サービス事業所連絡会」の中で、当市が抱えている課題などについて情報提供するなどして、事業者の参入の促進に努めたいと考えています。

また、平成30年3月に「第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画」を策定しておりますので、八潮市自立支援協議会の中で本計画の進捗管理と併せ「暮らしの場の確保」について協議していきます。

なお、現在の障がい種別ごとの待機者数ですが、施設入所を希望し待機されている方は、平成30年4月1日現在、知的障がい者10名、身体障がい者10名です。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村(障害保健福祉圏域内)で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください。

【回答】(障がい福祉課)

平成30年3月に策定した「第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画」では、前計画に引き続き、施設入所支援を行うサービス事業者の市内への参入を促進するとともに、グループホームへの支援については重点事業としています。同サービスを運営する事業者が市内への参入を検討している場合には、積極的に相談に応じるなど、暮らしの場の確保を図っていきます。

また、地域における相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」が開催する「八潮市障がい福祉サービス事業所連絡会」の中で、市内の事業所間の連携強化や資質向上を図りながら、当市が抱えている課題などについて情報提供するなどして、事業者の参入の促進に努めていきたいと考えています。

なお、平成30年4月1日現在の施設入所及びグループホームの利用人数は以下のとおりです。

| | 種類 | 人数 |
|---------|---------------|-----|
| 入所施設 | 市内 | 0人 |
| | 障がい保健福祉圏域内 | 9人 |
| | 県内の障がい保健福祉圏域外 | 33人 |
| | 県外 | 8人 |
| グループホーム | 市内 | 1人 |
| | 障がい保健福祉圏域内 | 9人 |

| | | |
|--|---------------|----|
| | 県内の障がい保健福祉圏域外 | 8人 |
| | 県外 | 2人 |

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】（障がい福祉課）

当市では、八潮市自立支援協議会の下部組織として、地域の相談支援に携わる団体等のメンバーを構成員とする「運営会」を組織し、地域課題の抽出及び地域の相談機関のネットワーク機能の支援を行っています。平成30年1月の運営会では、市内4地区の地域包括支援センターの方を招き、老障介護などの実例について話を伺い、情報の共有に努めました。引き続き、関係団体や地域包括支援センターとの連携を保ちながら、実態の把握に努めていきたいと考えています。

2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（障がい福祉課）

当市では来年1月からの所得制限の導入について、現時点では未定となっています。また、独自の年齢制限や一部負担金等の導入予定はありません。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】（障がい福祉課）

当市では、現在、重度障がい者医療費の現物給付の導入は行っていませんが、導入による影響額やその効果などについて検証するとともに、近隣市町の動向を注視し、調査研究していきたいと考えています。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】（障がい福祉課）

現在、精神障がい者にかかる重度心身障がい者医療助成制度の対象者は、精神病床に入院している方以外の精神障がい者1級の方及び65歳以上の方で後期高齢者医療制度の障がい認定に該当した精神障がい者1、2級の方となっています。

今後、県の動向を注視しながら、県の補助対象が拡大される場合には検討していきたいと考えています。

なお、この1年間で福祉医療制度を受けた精神障がい者の実利用人数は、重度心身障がい者医療費助成を受けた方が44人、自立支援医療（精神通院医療）を受けた方が1,174人です。

3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】（障がい福祉課）

当市では、市の付属機関として平成26年4月に八潮市自立支援協議会を設置し、障がい者行動計画・障がい福祉計画の策定及び進捗管理や障がい者施策に関すること、地域における障がい者等への支援体制の整備などについて協議しています。

当該協議会は、障がい者当事者や支援者、関係団体等の意見を広く聴くため、学識経験者2名、障がい者関係団体の代表者5名、社会福祉団体関係者2名、関係機関の職員3名、公募の委員3名の合計15名で構成されています。

委員のうち、八潮市身体障害者福祉会（肢体）、八潮市聴覚障害者協会（聴覚）、やしお視覚障害者自主交流愛eye会（視覚）、八潮市手をつなぐ親の会（知的）、YSK（八潮市精神しょうがい者家族会：精神）は当事者団体となっていますが、難病患者団体は、市内に当事者団体があるかどうか把握していないため、関係のある機関として埼玉県草加保健所の職員を委員として委嘱しています。

また、障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化については、既存の組織の活用等も含め、調査研究していきたいと考えています。

4、障害者生活サポート事業を拡充してください。

（1）利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざす

とともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】（障がい福祉課）

県単の障がい者生活サポート事業については、すでに実施しており、登録団体を拡充し、平成30年6月1日現在7団体が登録しています。利用時間の上限は定めていますが、今まで上限以上の利用はなく、また要望もないことから、現状では拡大の予定はありません。また、成人障がい者への軽減策については、近隣市町村の状況をふまえ、調査研究していきたいと考えています。

(2) 事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】（障がい福祉課）

現在、当市では、県の補助上限額を超える実績はありませんが、補助の増額や低所得者への負担の軽減については、近隣市町の動向を注視し、今後、県の補助要綱の改正などがあった場合には、検討したいと考えています。

5、福祉タクシー制度などを拡充してください。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

【回答】（障がい福祉課）

当市では、障がいのある方の行動範囲の拡大を図るため、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業を実施しています。対象者は身体障がい者手帳1級から3級、療育手帳④からB、精神障がい者保健福祉手帳1級を交付された方としており、3障がい児・者に適用し、年齢制限及び所得制限は設けていません。

なお、自動車燃料補助事業で利用できる自動車は、本人の所有又は生計を同じくする方としており、自力で運転を行うことが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】（障がい福祉課）

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困

難であると考えますが、引き続き、近隣市町村の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（保育課）

平成30年4月1日時点における待機児童数や、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に保育需要の増加が見込まれるため、今後の保育所等の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、八潮市子ども・子育て支援事業計画の変更も視野に入れながら、待機児童対策としての保育所等の整備について検討していきます。

育成支援児童の受け入れにあたっては、主に公立保育所において、加配保育士による対応を行っています。また、民間保育所に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、加配保育士にかかる経費について、補助金を交付することで、育成支援児童の受け入れ態勢が整うよう支援しています。

「認可外保育施設」が「認可施設」へ移行する予定がある場合には、国の補助金を活用するなどして、円滑な移行を促していきます。

また、保育所等整備交付金等の補助額の増額については、機会を捉えて、要望していきたいと考えています。

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】（保育課）

保育士不足を解消するための処遇改善については、民間保育所等で勤務する保育士などの職員にかかる経費を対象とし、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、保育所等の運営事業者に対し補助金を交付しています。

なお、市では、保育士の処遇改善や安定的な確保につながる環境整備を図る

ため、各保育施設の運営を支援するための「民間保育所等運営補助金」の支援メニューとして、新たに平成29年度から「保育士の宿舎借り上げ」を実施することで、保育士の処遇改善に努めています。

3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】（保育課）

当市の保育料については、平成27年度から「八潮市保育料に関する条例」及び「八潮市保育料に関する条例施行規則」において保育料の設定を行っていますが、利用者の負担が増加しないように、以前の利用者負担の水準を踏まえ、国基準以下に保育料の設定を行っています。

なお、保育料の算定方法の変更に伴い、年少扶養控除のみなし控除を行わなくなったため、平成26年度から継続して保育所に入所する児童の保護者の保育料が、保育料の算定方法の変更に伴い負担増にならないよう、現行の保育料と改定前の保育料とを比較し、いずれか低い金額の保育料を適用する経過措置を導入しています。

また、国の制度に基づき、多子世帯の保育料軽減を行っています。

4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。

【回答】（保育課）

当市では、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者一人ひとりが保育の必要性に合わせて保育所等を利用し、利用者が必要とする保育サービスを受けることができるよう、保育に格差が生じないための必要な支援に努めています。

また、安心安全な保育を実施するために、当市では、個別研修の他、定期的に年3回（「幼児教育研修」、「アレルギー研修会」、「衛生研修会」）、市内保育施設の全保育士を対象に研修会を実施しています。

なお、認可保育所については、適宜、保育施設を訪問するとともに、小規模保育施設においては、年一回の立ち入り調査を実施しています。

今後におきましても、「八潮市子ども・子育て支援実施計画」に基づき、保育に格差が生じないように、支援に努めていきたいと思いをします。

【学童】

5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（保育課）

当市では、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性の就業率の上昇などによる学童保育の需要の増加に対応するため、平成29年度に八潮駅周辺において、民設民営の学童保育所を2施設整備し、平成30年4月に開設しています。

今後の学童保育所の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に学童保育所の需要の増加が見込まれますので、今後の学童保育所の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計しながら、平成31年度に策定を予定しています、次期「八潮市子ども・子育て支援事業計画」の策定の中で、学童保育所の整備について調査・研究していきます。

また、各学童保育所における定員数については、児童の受入状況や施設面積に合わせて、「30人」から「80人」までの範囲で定員数を定めていますが、いずれの学童保育所においても、「1支援単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模での運営を行っています。

6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】（保育課）

学童保育指導員の処遇改善については、指導員の中心的立場で学童保育所の運営に努める主任指導員と、児童を保育する指導員を配置しており、それぞれの指導員に対し月額報酬として、主任指導員に対し月額「170,000円」、

指導員に対し月額「165,000円」を、それぞれ支給していますが、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、放課後の児童健全育成を図るために、学童保育指導員の資質の向上が求められています。

市としましては、知識や技能を持つ経験年数の長い指導員に対する待遇改善につきまして、引き続き、県内の自治体における報酬等の支給状況を調査研究するとともに、「会計年度任用職員制度」の内容についても注視していきたいと考えています。

7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【回答】（保育課）

当市では、学童保育指導員の配置について、国の配置基準である「支援単位ごとに2名以上とする。」に対して、「支援単位ごとに3名以上とし、かつ、利用者10人あたり1名以上」としており、国の基準よりも、児童に対して細やかな対応ができるようにしています。

また、規制緩和については、県内の自治体における対応状況を勘案しながら、適切に対応していきたいと考えています。

【子ども医療費助成】

8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】（子育て支援課）

当市のこども医療費の助成については、平成29年4月診療分から、中学3年生までの入院及び通院等に係る医療費を全額助成の対象としています。また、所得制限を設けない、入院時食事療養標準負担を全額助成の対象とするなど、埼玉県の補助基準より拡充して実施しています。

18歳年度末までの対象年齢の拡大については、国の少子化対策に関する施策、埼玉県の補助基準の拡大などを見極めながら、県内の動向を注視していきます。

また、国に対しては、中学校修了前児童に係る医療費について、国費を充当することで負担軽減を図るよう、県に対しては、乳幼児医療費支給事業補助金

の制度を改め、対象年齢を義務教育就学児まで拡大するとともに、補助要件から所得制限、自己負担金を撤廃するよう、それぞれ要望しています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】（社会福祉課）

当市では、生活保護や生活困窮者自立相談支援の相談窓口を設置し、生活に困窮する方がいつでも相談していただける体制をとっています。

この相談窓口では、相談者の経済状況や生活状況をお聞きし、他の社会保障制度や給付制度の活用が図れるか等の検討を行い、他の制度の活用が図れないと判断された場合には、相談者の意向を確認したうえで、独自に作成した「生活保護のしおり」を用いて制度の仕組みを説明しています。

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の周知については、広報やしお5月号や八潮市のホームページに、これらの制度の概要を掲載するなど、市民の皆さんの制度の理解に努めています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】（社会福祉課）

生活保護の申請については、保護の相談のために窓口に来られた方から、経済状況や生活状況をお聞きし、他の社会保障制度や給付制度の活用が図れるか等の検討を行い、他の制度が図れないと判断された場合には、相談者の意向を確認したうえで、独自に作成した「生活保護のしおり」を用いて制度の仕組みを説明して、申請意思の確認を行い、申請書類を交付し提出をしていただい

います。

この申請を受け、生活保護制度における、稼働能力活用や資産活用等の要件について、調査等を行っています。

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】（社会福祉課）

ケースワーカーの配置については、平成21年度から平成27年度まで毎年1名ずつ増員し、現在は社会福祉法に定められた基準を満たしています。

また、社会福祉士の資格を持つ職員やケースワーカー経験のある再任用職員を配置するなど、被保護者からの相談等に際しての、適切な説明・助言ができるような体制を整えています。

さらに、埼玉県が主催するケースワーカーの研修会や面接相談員等研修会に職員を参加させるなど、職員の資質の向上にも努めています。

4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】（納税課）

くり返しになりますが、差押等の滞納処分は、納期限内に納税した多くの皆様との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、それらを除外の上、執行しています。

一方、納税者の方の収入や生活状況を確認し、財産調査をした結果、差押を執行するに足る財産がないと判断した場合や差押等の滞納処分を行うことによりその方の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等については、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行を停止しています。また、納税相談のなかで多重債務やDV等の生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対

しては、相談先をご案内する等のアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】(社会福祉課)

生活困窮者に対しては、生活困窮者自立相談支援事業において相談支援員を配置し、庁内各課のみならず、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関とも連携しながら相談支援を行っています。

相談者の実情を的確に把握し、必要に応じて生活保護に繋げるなど適切に対応しています。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】(社会福祉課)

平成27年度から、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、相談支援員が生活困窮者に対して、きめ細かく相談に応じています。

平成29年度から、生活困窮者自立支援制度における「就労準備支援事業」を開始し、就労への支援を拡大し、さらに平成30年度からは「家計相談支援事業」を開始し、自立した生活を送れるよう支援の拡大に努めています。

民生委員・児童委員の研修については、埼玉県社会福祉協議会や埼玉県民生委員・児童委員協議会が主催する研修への参加や、八潮市民生委員・児童委員協議会が主催する、全体会、地区定例会、主任児童委員部会などの会議や視察として年間10回の研修が行われています。

また、民生委員の活動費については、埼玉県から市に交付される「民生委員及び委員補助金活動費補助金」の額をベースに八潮市民生委員・児童委員協議会を通じ、年間活動費を一括して支給しています。

こうした研修や活動費の改善については、八潮市民生委員・児童委員協議会と協議・連携しながら、検討していきたいと考えています。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】(社会福祉課)

生活困窮者自立相談支援業務や生活保護業務においては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関とも連携しながら情報共有することにより、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握するよう努めています。

また、現行の生活保護基準や運用の調査・検討については、県内外の研修会や連絡協議会等での情報収集のほか、他の自治体への状況確認などを通して行っています。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】(社会福祉課)

生活保護法第8条では、「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されています。

このように、生活保護基準については、厚生労働大臣が同法の規定に基づき定めているものであることから、本市としては同基準に沿って生活保護業務を行ってまいります。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】(社会福祉課)

年金制度については、国の社会保障政策に関わる大きな事案だと考えていますが、本市としては、機会を捉え生活保護受給者の生活実態の把握に努め、適正に生活保護業務を行っていきたいと考えます。

以上